

令和4年4月からの
行政組織と電話番号をお知らせします

問総務課 本6階 TEL(23)8702

※は昨年度から変更があった部・課・係



総合政策部	政策推進課	本6階 TEL(23)8701	政策企画係 TEL(23)8701・政策推進係 TEL(23)8793・市民協働係 TEL(23)8715
	情報政策課	本6階 TEL(23)8766	デジタル推進係 TEL(23)8766・秘書係 TEL(23)8761 広報広聴係 TEL(23)8700・統計係 TEL(23)1951
	危機管理課	本3階 TEL(23)1115	防災係 TEL(23)1115・地域安全係 TEL(23)9301
経営管理部	総務課	本6階 TEL(23)8702	総務法規係 TEL(23)1111・人事係 TEL(23)8702・管財係 TEL(23)8795
	財政課	本6階 TEL(23)8797[財政] 本8階 TEL(23)8189[検査]	財政係 TEL(23)8797・契約係 TEL(23)8189・検査係 TEL(23)8189
	税務課	本2階 TEL(23)8785	税制係 TEL(23)8785・市民税係 TEL(23)8725 資産税土地係 TEL(23)8726・資産税家屋係 TEL(23)8864 収納管理係 TEL(23)8639・徴収対策係 TEL(23)8703
保健福祉部	健康政策課	本3階 TEL(23)8704	健康政策係 TEL(23)8704・ワクチン接種推進係 TEL(23)3152 成人健康係 TEL(23)7601
	福祉課	本3階 TEL(23)8707	社会福祉係 TEL(23)8707・生活福祉係 TEL(23)8637 障害支援係 TEL(23)8954・障害福祉係 TEL(23)8921
	子ども幸福課	本3階 TEL(23)8932	給付係 TEL(23)8932・子ども家庭相談係 TEL(23)8792・母子健康係 TEL(23)8634
	保育課	本3階 TEL(23)8769	保育係 TEL(23)8769・保育環境係 TEL(23)8601 しんとみ保育園 TEL(22)2402・すさぎ保育園 TEL(57)0329
	高齢者幸福課	本3階 TEL(23)8740	高齢支援係 TEL(23)8740・介護管理係 TEL(23)8865 介護サービス係 TEL(23)8678・地域支援係 TEL(23)8757
市民生活部	国保年金課	本2階 TEL(23)8928	管理係 TEL(23)8928・国保年金係 TEL(23)8857・賦課係 TEL(23)1120
	市民課	本2階 TEL(23)8705	戸籍係 TEL(23)8705・市民係 TEL(23)8752
	生活環境課	本2階 TEL(23)8706	生活交通係 TEL(23)8832・環境保全係 TEL(23)8775 廃棄物対策係 TEL(23)8706
	湯津上支所 総合窓口課	湯1階 TEL(98)2111	総合窓口係 TEL(98)2111
	黒羽支所 総合窓口課	黒1階 TEL(54)1111	管理係 TEL(54)1111・市民福祉係 TEL(54)1112・(54)1113 両郷出張所 TEL(59)0111・須賀川出張所 TEL(57)0111
産業振興部	農政課	本4階 TEL(23)8708	農政係 TEL(23)8708・農産園芸係 TEL(23)8292
	農林整備課	本4階 TEL(23)8126	農村整備係 TEL(23)8126・農村環境対策係 TEL(23)8813 林業振興係 TEL(23)8012
	商工観光課	本4階 TEL(23)8709	商工振興係 TEL(23)8709・観光交流係 TEL(23)3145
建設水道部	道路課	本5階 TEL(23)8710	企画係 TEL(23)8710・道路係 TEL(23)8710・用地係 TEL(23)8710 管理係 TEL(23)8717・維持係 TEL(23)8717
	都市計画課	本5階 TEL(23)8711	都市計画係 TEL(23)8711・都市施設係 TEL(23)1309 開発指導係 TEL(23)8758・地籍調査係 TEL(23)8961
	建築住宅課	本5階 TEL(23)8724	住宅政策係 TEL(23)8724・建築係 TEL(23)8733・指導係 TEL(23)1178 審査係 TEL(23)1178
	上下水道課	本5階 TEL(23)8713[水道] TEL(23)8712[下水道]	管理係 TEL(23)8713・水道工務係 TEL(23)8713・水道施設担当 TEL(23)8713 下水道工務係 TEL(23)8712・下水道維持係 TEL(23)8712
会計課	本2階 TEL(23)8722	会計係 TEL(23)8722	
議会事務局 議事課	本7階 TEL(23)8714	議事係 TEL(23)8714	
監査委員・選挙管理委員会 公平委員会事務局	本8階 TEL(23)8736	監査係 TEL(23)8736・選挙係 TEL(23)8736	
農業委員会事務局	本4階 TEL(23)8716	農業振興係 TEL(23)8716・農地調整係 TEL(23)8716	
教育部	教育総務課	本4階 TEL(23)3111	総務係 TEL(23)3111・学校再編整備担当 TEL(23)3111 学校施設係 TEL(23)3112・教育施設管理担当 TEL(23)3112 社会施設係 TEL(23)3115・学校給食センター TEL(54)0183
	学校教育課	本4階 TEL(23)3124	学校支援係 TEL(23)3124・学校教育係 TEL(23)3125
	生涯学習課	本4階 TEL(23)2100	生涯学習係 TEL(23)2100・中央公民館係 TEL(23)2005
	文化振興課	本4階 TEL(23)3129	文化振興係 TEL(23)3129・文化財係 TEL(23)3135 文化施設係(那須与一伝承館) TEL(20)0220 学芸企画担当(芭蕉の館) TEL(54)4151・市史編さん係 TEL(47)5031
	スポーツ振興課 (県北体育館)	体1階 TEL(22)8017	管理係 TEL(22)8017・市民スポーツ係 TEL(22)8017
	国体推進課	A2階 TEL(47)6100	総務係 TEL(47)6100・競技係 TEL(47)6100・会場係 TEL(47)6100

令和4年4月1日からの 成年年齢引下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができ、18歳になればローンを組めるようになりますが、代わりに「未成年者取消権」による取消しができなくなります。

そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中の新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質な商法には注意しましょう。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意がなくても契約ができる ▶携帯電話の契約▶ローンを組む ▶クレジットカードをつくる ▶一人暮らしの部屋を借りる など ●10年有効のパスポートを取得する ●公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ●結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ●性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●お酒を飲む ●たばこを吸う ●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ●養子を迎える ●大型・中型自動車運転免許の取得(大型自動車運転免許の取得は21歳以上)
	 

【契約や買い物で「困ったな」と思ったら】**問**消費者ホットライン **TEL** 1 8 8

【貸金業に関する相談】**問**日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター **TEL** 0 5 7 0 (0 5 1) 0 5 1

問関東財務局 宇都宮財務事務所 理財課 **TEL** 0 2 8 (3 4 6) 6 3 0 2

【警察に対する相談】**問**警察相談専用電話 **TEL** # 9 1 1 0

商品券「大田原市地域応援商品券」を配布します

コロナ禍における市内事業者の支援および消費喚起による地域経済の活性化を目的とした「大田原市地域応援商品券」の発行事業を行います。

●商品券の内容

500円分の商品券6枚が印刷されたシートを配布します。(1人合計3,000円分)

●基準日…令和4年4月1日現在

●配布対象者

- ・基準日において、市内に住民登録がある方
- ・基準日において、在学している国際医療福祉大学生
- ※基準日において、配偶者からの暴力(DV)を理由に

避難している方(市内間の避難を含む)は申し出により対象となる場合があるため、ご相談ください。

●配布方法

準備が整い次第、簡易書留にて全世帯へ配布

●使用期間(3か月間)…8月1日⑧～10月31日⑧

●取扱店

現在募集しており、店舗の一覧表を商品券に同封するほか、市のホームページに掲載する予定です。

大田原市地域応援商品券『取扱店』募集(登録無料)

●取扱店資格

市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること

◎以下の店舗は対象外となります

- ・風営法第2条に規定する営業を行う店舗
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または大田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等が営む事務所または店舗

●募集要項・申請書配布場所

右記窓口または市ホームページ

●申込方法

「大田原市地域応援商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記窓口へ持参、郵送、FAXのいずれかの方法により提出してください。

●提出期限…4月1日⑨～9月30日⑨(必着)

※4月28日⑩までに申請された店舗は商品券に同封する「取扱店一覧」に記載します。

●換金期間…8月10日⑩～12月28日⑩(厳守)

●その他

- ・登録や換金に係る手数料は掛かりません。

問 申商工観光課 **本** 4 階

TEL (23) 8709 **FAX** (23) 8697

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

